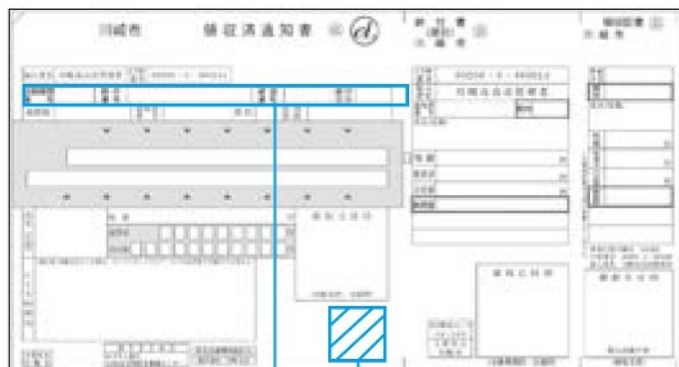


市税の納付

市税は、定められた期間内に納税者の皆様に自主的に納付していただくものです。

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税については、eL-QR又はeL番号（収納機関番号から納付区分まで）を利用してキャッシュレス決済による納付・納入ができます。

〔eL-QR、eL番号に対応した納付書イメージ図〕



※ 左図は令和8年6月1日現在のものです、変更になる場合があります。

※ eL-QR、eL番号（収納機関番号から納付区分まで）を利用した納付については、「地方税お支払サイト*1」をご確認ください。

*1 「地方税お支払サイト」は令和8年9月に「eLお支払サイト」に名称変更予定です。

eL-QR

eL 番号（収納機関番号から納付区分まで）

納めるところと納めかた

市税は、金融機関や郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で納付することができます。

税金の種類により口座振替納付、キャッシュレス決済（スマートフォン決済アプリ納付、並びに、「地方税お支払サイト*1」を利用したインターネットバンキング、クレジットカード納付及びPay-easy（ページ）番号発行による納付）が利用できます。

また、市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）、市民税・県民税（特別徴収（退職所得分））、法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税は、地方税共通納税システムが利用できます。

■金融機関等の窓口での納付（令和8年6月1日現在）

納付書をお持ちの上、次の金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局及びコンビニエンスストアで納付してください。（窓口において、アプリやクレジットカードを提示しての納付はできません。）

1. 川崎市が指定する次の金融機関の本店又は全国の各支店

銀 行……横浜・りそな・みずほ・三菱UFJ・三井住友・神奈川・静岡中央・東日本・
きらぼし・静岡

信用金庫……川崎・城南・世田谷・芝・さわやか・横浜

信用組合……神奈川県医師・横浜幸銀（川崎支店のみ）・ハナ

そ の 他……セレサ川崎農業協同組合・中央労働金庫

2. ゆうちょ銀行、郵便局

神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び東京都に所在するゆうちょ銀行・郵便局

※ ゆうちょ銀行、郵便局の窓口では、金額を訂正された場合、納付できません。

※ 金融機関の窓口では、金額を訂正された場合、納付できない場合があります。

※ eL-QRが印字された納付書は、上記に加え、eL-QRに対応している金融機関や全国のゆうちょ銀行・郵便局でも納付できます。対応する金融機関については、「eLTAX地方税ポータルシステム」ホームページ内の「共通納税対応金融機関」をご確認ください。

エルタックス 対応金融機関

検索

3. 次のコンビニエンスストアの全国各店舗（令和8年6月1日現在）

くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ
デイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーシ
ョップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

- ※ バーコードが印字されている納付書を使用して納付できます。
- ※ コンビニエンスストアで納付する場合は、取扱期限までに納めるとともに、領収証書とレシート
を必ず受け取り、大切に保管してください。
- ※ 納付することができる金融機関やコンビニエンスストアは変更になる場合があります。
- ※ 軽自動車税を納付の際は、領収証書と納税通知書は、切り離さずに窓口へお出しください。

■キャッシュレス決済による納付

金融機関の窓口やコンビニエンスストアに行かず、いつでも納付できます。

●スマートフォン決済アプリによる納付

スマートフォン決済アプリを起動し、アプリ内で納付書に印字されているeL-QRを読み取ること
で納付できます。利用可能なスマートフォン決済アプリやご利用方法等の詳細は、川崎市ホーム
ページをご確認ください。

川崎市 税 スマホ決済アプリ

検索



- ※ バーコード読み取りによる納付はできません。eL-QRを読み取り、お手続きください。
- ※ 決済上限金額等の詳細は、利用するアプリのサイトでご確認ください。

●インターネットバンキング・クレジットカード・Pay-easy（ペイジー）番号発行による納付

eL-QR、eL番号が印字された納付書は、「地方税お支払サイト*1」を利用することで、インターネッ
トバンキングやクレジットカード、ペイジー番号発行による納付ができます。

ペイジーで納付するためには、「地方税お支払サイト*1」でペイジー番号を発行する必要があります。

（※納付書に記載の収納機関番号や納付番号等を、ペイジー番号として使用することはできません。）

インターネットバンキングやクレジットカード、ペイジー番号発行のご利用方法等、詳細については、
川崎市のホームページや「地方税お支払サイト*1」をご確認ください。

川崎市 税 インターネットバンキング

検索



川崎市 税 クレジットカード

検索



検索

地方税の納付は

eL-QRで
簡単キャッシュレス

※ 「地方税お支払サイト*1」は地方税共同機構が運用するサイトです。

*1「地方税お支払サイト」は令和8年9月に「eLお支払サイト」に名称変更予定です。

《インターネットバンキング、クレジットカード、ペイジー番号発行による納付手続》

インターネット検索などで、「地方税お支払サイト*1」を開き、「お支払サイトでお支払い」を選択する

「eL-QR読取」又は「eL番号入力」を選択する

- ・eL-QR読取 → 「カメラを起動する」を押して、eL-QRを読み取る
- ・eL番号入力 → eL番号（収納機関番号から納付区分まで）を入力する

※eL-QR、eL番号の位置は、50ページの納付書のイメージ図をご確認ください。

読み取った（入力した）内容（税金の種類、金額、納期限、納付先など）を確認する

お支払い方法（インターネットバンキング、クレジットカード、ペイジー番号を発行）を選択する

サイト内の指示に従って手続を進める

手続が完了すると、「手続完了」のメールが届きますので、ご確認ください。

～キャッシュレス決済による納付の利用上の注意～

- ◆ 納付手続完了後は、取り消すことができません。
十分確認の上、お手続きください。

- クレジットカード納付は、納付金額に応じてシステム利用料が発生します。

システム利用料は「地方税お支払サイト*1」
でご確認ください。

- 納付後は領収印のない納付書が、お手元に残ります。

納付書に「納付済」等のメモを記載するなど
して、重複納付にご注意ください。

- 領収証書が発行されません。

領収証書が必要な場合は、金融機関やコンビニ
エンスストア等で納付してください。

納税証明書を請求される方へ

キャッシュレス決済による納付
は、納付確認に2～3週間程度を
要するため、納付後すぐに納税証明
書を発行することができません。納付後すぐに納税証明書が必要な
方は、各市税事務所・市税分室、
金融機関、コンビニエンスストア
等で納付した領収証書をお持ちの
上、各市税事務所・市税分室の窓
口及び市税証明発行コーナーで納
税証明書を請求してください。

～納付書使用上の注意事項～

- ・市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）及び固定資産税（償却資産）の納付書は、一枚ずつ切り離した状態でお送りしています。納付する期別（納期限）・金額をご確認の上、ご使用ください。
 - ・「全期分」納付書は、通知した税額を一度で納付できるものです。「全期分」で納付する場合は、「期別分」の納付書は使用しないようにご注意ください。
 - ・納付書は、折り曲げたり、汚したり、穴を開けたりしないでください。
 - ・納付書をなくされた場合や、eL-QRが読み取れない場合などは、再発行します。
- 各市税事務所・市税分室の窓口（66ページ参照）にお申し出ください。

■地方税共通納税システムによる納付

e L T A X（49ページ参照）を利用することにより、自宅やオフィスからインターネット経由等で、納付することができます。複数の地方公共団体に対する地方税の納付手続を一度に行うことができ、従来のように金融機関の窓口まで出向く必要がありません。そのため、時間的制約がなく、納付事務の負担が軽減されるというメリットがあります。

●利用可能な市税の種類

- ・市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）
- ・市民税・県民税（特別徴収（退職所得分））
- ・法人市民税
- ・市たばこ税
- ・入湯税
- ・事業所税

●利用可能な納付手続

- ・クレジットカードによる納付
- ・インターネットバンキングによる納付
- ・A T Mによる納付（Pay-easy（ペイジー）対応のものに限ります。）
- ・ダイレクト方式による納付（事前に届出をした預貯金口座から、口座引落としにより納付する方法）

※インターネットバンキング、A T Mによる納付は、地方税共通納税システムで発行される納付情報（「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」）が必要になります。

※ご利用の手続、お問合せなど、詳しくは、e L T A Xホームページをご覧ください。

エルタックス

検索

～地方税共通納税システム利用にあたっての注意事項～

- ・地方税共通納税システムで納付した場合、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関等の窓口で納付してください。
- ・納付の確認は、インターネットバンキング等の取引明細（出入金明細）でご確認ください。
- ・地方税共通納税システムで納めた後、10日前後で納税証明書を取得する場合は、納付の際に発行された納付情報（納付番号・確認番号・納付区分）をお持ちの上、各市税事務所・市税分室の窓口及び市税証明発行コーナーで請求してください。

■口座振替納付

金融機関などへ納付に行かなくても、定められた納期ごとに、ご指定の金融機関の口座から自動的に引き落とし、納付する制度です。通常は、一度お申込みいただくと翌年度以降も継続されます。口座振替をご利用される方には、納付書のない納税通知書を送付します。

インターネット、取扱金融機関、市税事務所・市税分室の窓口でお申込みいただけます。

●ご利用いただける市税の種類

- ・市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- ・固定資産税（償却資産）
- ・軽自動車税

安全・便利・確実



●振替について

- ・振替方法は、期別納付と全期納付（第1期の納期の末日に、その納期分と後の全ての納期分を一括納付する方法です。）のいずれかを選択できます。
 - ・振替日は、原則として各期別の納期の末日になります。ただし、全期納付の場合は第1期の納期の末日になります（振替日が土曜日、日曜日、祝日又は12月29日～1月3日にあたるときは、翌営業日となります。）。
- ※ 「川崎市市税口座振替領収のお知らせ」については、省資源化及び経費節減の観点から、送付を終了しました。

●申込方法について

ご利用いただける金融機関や申込期限は次のページの表をご覧ください。

①インターネットでのお申込み（Web口座振替受付サービス）

パソコン、スマートフォン、タブレット端末などを利用して、インターネットから市税の口座振替をお申込みいただけます。納税通知書、預貯金通帳、キャッシュカード等をご用意ください。

※ 金融機関ごとに利用対象者、申込みの際に必要な情報、サービス利用時間が異なります。詳しくは、川崎市ホームページの「対象科目及び取扱金融機関一覧」をご覧ください。

川崎市 税 Web口座振替

検索



②取扱金融機関でのお申込み

納税通知書と預貯金通帳・届出印を用意して、預貯金口座のある金融機関の窓口へ直接お申込みください。申込書は川崎市内に所在する取扱金融機関店舗、各市税事務所・市税分室に備え置いています。

市外の店舗で手続される場合は、申込書を郵送します。

川崎市 税 口座振替金融機関

検索



③市税事務所・市税分室でのお申込み（ペイジー口座振替受付サービス）

市税事務所・市税分室の窓口で、専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力いただくことで、市税の口座振替をお申込みいただけます。納税通知書、キャッシュカードをご用意ください。

代理人カード、生体認証ICカードなど一部お取扱できないカードがありますので、利用可否については各金融機関にお問い合わせください。

取扱金融機関と申込方法

取扱金融機関		申込方法		
		インターネット	金融機関	市税事務所 市税分室
銀 行	横浜、りそな、みずほ、三菱UFJ、三井住友、きらぼし、ゆうちょ	○	○	○
	神奈川、静岡中央、東日本、群馬	○	○	—
	楽天、PayPay、イオン	○	—	—
信託銀行	みずほ	—	○	—
信用金庫	川崎、世田谷、芝、横浜	○	○	○
	城南、さわやか	○	○	—
信用組合	神奈川県医師	○	○	—
	横浜幸銀、ハナ	—	○	—
そ の 他	セレサ川崎農業協同組合、中央労働金庫	○	○	○

○：利用可能 —：利用不可

- ・金融機関でのお申込みでご利用いただける口座は、普通預金・当座預金・納税準備預金・通常貯金です。
- ・インターネットや市税事務所・市税分室でのお申込みの場合、金融機関により一部対応できない口座があります。

申込期限一覧 （令和8年度）

税 目	振替開始希望期別	申込期限			振替日
		インターネット	金融機関	市税事務所 市税分室	
市 民 税・ 県 民 税・ 森林環境税 (普通徴収)	第2期から	8月15日	7月17日	8月14日	8月末日
	第3期から	10月15日	9月18日	10月15日	10月末日
	第4期から	令和9年 1月15日	12月18日	令和9年 1月15日	1月末日
	令和9年度 第1期・全期から	令和9年 6月15日	令和9年 5月20日	令和9年 6月15日	6月末日
固定資産税・ 都市計画税 (土地・家屋)	第2期から	7月15日		7月15日	7月末日
	第3期から	12月15日	11月20日	12月15日	12月末日
	第4期から	令和9年 2月15日	令和9年 1月20日	令和9年 2月15日	2月末日
	令和9年度 第1期・全期から	令和9年 4月15日	令和9年 3月19日	令和9年 4月15日	4月末日
軽自動車税	令和9年度 全期から	令和9年 5月15日	令和9年 4月20日	令和9年 5月14日	5月末日

- ・インターネットでのお申込みは、土・日・祝日もご利用いただけます。
- ・申込期限を過ぎている場合は納付書で納めていただき、次の納期分からの開始としていただきますようお願いいたします。

市税納期カレンダー

〈令和8年度〉

税 月	個 人 市 民 税		
	普通徴収	公的年金受給者	
		1年目の方	2年目以降の方
4月			4月支給分（仮特別徴収）
5月			
6月	第1期分	第1期分（普通徴収）	6月支給分（仮特別徴収）
7月			
8月	第2期分	第2期分（普通徴収）	8月支給分（仮特別徴収）
9月			
10月	第3期分	10月支給分（特別徴収）	10月支給分（特別徴収）
11月			
12月		12月支給分（特別徴収）	12月支給分（特別徴収）
1月	第4期分		
2月		2月支給分（特別徴収）	2月支給分（特別徴収）
3月			

税 月	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	法人市民税	事業所税
4月	第1期分		(確定申告) 事業年度終了の日の 翌日から原則として 2か月以内	(法人に係るもの) 事業年度終了の日の 翌日から2か月以内
5月		全期分		
6月				
7月	第2期分			
8月				
9月				
10月				
11月				
12月	第3期分		(予定申告・中間申告) 事業年度開始の日以 後6か月を経過した 日から2か月以内	(個人に係るもの) 3月15日まで
1月				
2月	第4期分			
3月				

- その他 ・市たばこ税 …… 各月売渡分を翌月末日まで
 ・入湯税 …………… 各月徴収分を翌月末日まで
 ・個人市民税（給与所得に係る特別徴収分）・退職所得 …… 各月徴収分を翌月10日まで

※ 納期限は、特に指定がない場合、その納期の末日になります。その日が土曜日、日曜日、祝日又は12月29日～1月3日にあたるときは、翌開庁日が納期限となります。

市税を滞納した場合

市税を滞納すると、市税事務所・市税分室から督促状が送付され、財産の差押えなどの処分を受けることがあります。また、本来納めるべき税額のほかに延滞金も併せて納めていただくことになります。

【延滞金の計算方法】 延滞金は次の計算式により算出します。

$$\left[\text{滞納税額} \times a \times \frac{A}{365} \right] + \left[\text{滞納税額} \times \beta \times \frac{B-A}{365} \right] = \text{延滞金額}$$

a …… 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間の延滞金の割合で、令和8年中は、年2.8%です。

β …… 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間の延滞金の割合で、令和8年中は、年9.1%です。

令和8年1月1日以後の期間における延滞金の割合は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%に満たない場合には、 a の期間にあっては延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（年7.3%を超える場合には、年7.3%）に、 β の期間にあっては延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合となります。

なお、令和9年中の割合は、令和8年11月中に確定します。

A …… 納期限の翌日から1か月間の日数

B …… 納期限の翌日から納付した日までの日数

- ・滞納税額が2,000円未満の場合は、延滞金が不要です。
- ・滞納税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てて計算します。
- ・算出した延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます。
- ・算出した延滞金額が1,000円未満である場合は、その全額を切り捨てます。

たとえば、市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）の第1期分（納期限：令和8年6月30日）60,000円を滞納し、納付が令和8年10月20日になった場合は……

1. 7月1日から7月31日までの31日間の計算

$$60,000 \times \frac{2.8}{100} \times \frac{31}{365} \div 142.68 \Rightarrow 142 \text{円 (a)}$$

（令和8年中に a の割合で計算した延滞金は、1円未満切捨て）

8月1日から10月20日までの81日間の計算

$$60,000 \times \frac{9.1}{100} \times \frac{81}{365} \div 1,211.67 \Rightarrow 1,211 \text{円 (b)}$$

（令和8年中に β の割合で計算した延滞金は、1円未満切捨て）

2. (a) + (b) = 1,353円

算出した延滞金額から100円未満の端数53円の切捨てを行い、延滞金額は1,300円となります。

■ 川崎市納税お知らせセンターから 未納市税についてお知らせしています

川崎市では、納期限を経過した後も市税の納付が確認できない方に対して、本市が委託した民間事業者から、電話やSMS（ショートメッセージサービス）で納付の呼びかけや口座振替制度のご案内を行っています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。



川崎市 納税お知らせセンター

検索

市税の減免と納税の猶予制度

■市税の減免

災害にあったときや死亡したとき、生活扶助を受けているときなど、市税を納めるにあたって困難な事情があるときは、その状況に応じて市税の減免を受けられる場合があります。

1. 主な減免理由

対象税目	減 免 理 由 等		減 免 額
個人市民税	① 天災(震災、風水害など)及び人為的災害(火災、交通災害など) (前年の合計所得金額が1千万円を超える方は除く。)	納税者が所有する家屋又は家財(その方の居住に関するものに限る。)が被災した場合	所得及び被災の状況に応じて1/8から全額まで
		納税者が死亡した場合	全額
		納税者が障害者となった場合	9/10
	② 勤労所得者が退職又はけがや病気による休廃業などにより所得が3割以上減少した場合 (前年の合計所得金額が300万円を超える方は除く。) ※ 退職などの時期により、要件が異なる場合があります。		所得の減少の程度に応じて2/10から全額まで
	③ 勤労所得者が死亡した場合 (前年の合計所得金額が1千万円を超える方は除く。) ※ 事業を営む勤労所得者の場合は、その方に関する事業を廃止した場合に限る。		前年の所得に応じて4/10から全額まで
	④ 生活扶助を受けている場合		全額
森林環境税 (国税)	⑤ 少額所得者の場合 (所得金額が市税条例施行規則で定める金額以下の方)		全額
	⑥ 学生又は生徒の場合 (市税条例施行規則に定める学生又は生徒であり、かつ、同規則に定める所得内容の方)		全額
法人市民税	個人市民税の①②④と同様の理由がある場合のほか、特別の事情により納付が困難と認められる場合に、免除を受けられることがあります。詳しい内容は、市税事務所市民税課市民税係(市税分室市民税担当)へお問い合わせください。		全額
固定資産税 都市計画税	市税条例施行規則に定める公益法人等の場合		均等割額の全額
	天災(震災、風水害など)及び人為的災害(火災など)	土地が地形を変じた場合	被災の状況に応じて3/10から全額まで
		家屋又は償却資産が被災した場合	被災の状況に応じて1/10から全額まで
	生活扶助を受けている場合		自己の居住部分の税額の全額
	町内会館、集会所などで一定の要件を満たす場合		全額
	医師などが所有する家屋及び償却資産を国民健康保険の診療に使う場合	診療室、待合室などの家屋	5/10
		治療用機械器具など	3/10
軽自動車税	相続税の物納の登記がされた場合		物納の登記後の、残りの納期の額
	住宅建替え中の土地で一定の要件を満たす場合		非住宅用地の税額と住宅用地の税額との差額
	公益法人等が公益のため専用する場合(リース車両を除く)		全額
	生活扶助を受けている場合		全額
事業所税	一定の障害のある方が所有する場合など(障害のある方1人につき自動車又は軽自動車等のうち、いずれか1台に限る。)		全額
	天災(震災、風水害など)及び人為的災害(火災など)		著しい損害を受けた場合は被災の状況に応じる。
	市税条例施行規則に定める施設などの場合		市税条例施行規則に定める額

2. 申請書の提出

対象税目	提出先	提出期限
個人市民税 森林環境税	お住まいの区を担当する 市税事務所市民税課市民税係 市税分室市民税担当	最初の納期限*又は減免の理由が発生した日以後 最初に到来する納期限* * 給与又は公的年金等から特別徴収されている森 林環境税については、その給与又は公的年金等 の支払日
固定資産税 都市計画税	資産の所在する区を担当する 市税事務所資産税課 市税分室資産税担当	最初の納期限又は減免の理由が発生した日以後最 初に到来する納期限 ※ 原則として減免の理由が発生した日以後に納付又 は納入すべき額(納付済を除く)が減免の対象です。
軽自動車税	市内のいずれかの 市税事務所市民税課管理係 市税分室管理担当	納期限
法人市民税 事業所税	かわさき市税事務所法人課税課諸税係	納期限

■納税の猶予制度

税金は納期限までに納めなければなりません、特別な事情により納税が困難と認められる場合には、申請に基づいて納税が猶予される制度があります。

猶予が許可された場合、1年の範囲内で、納税者の収支状況等に応じて最も早く市税を完納することができると認められる期間に限り、分割して納税することができます。

●徴収猶予

次のような事情等により市税を一時に納税することができない場合は、申請することにより、徴収猶予が認められる場合があります。

- ・納税者が災害を受けたり、盗難にあたりしたとき
- ・納税者や生計を一にする親族が病気にかかったり、負傷したりしたとき
- ・納税者がその事業を廃止や休止したとき
- ・納税者がその事業について著しい損失を受けたとき
- ・本来の納期限から1年以上経過したのち、納付すべき税額が確定したとき

●換価の猶予

市税を一時に納税することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、一定の要件*に該当するときは、その市税の納期限から6か月以内に申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

- * 納税について誠実な意思を有すると認められること、猶予を受けようとする市税以外に市税の滞納がないこと等の要件があります。

●申請先

お住まいの区を担当する市税事務所納税課・市税分室納税担当に申請してください。

市ホームページから提出書類をダウンロードして作成し、地方税共同機構のホームページから e L T A X により申請することもできます。e L T A X については、地方税共同機構のホームページをご確認ください。

財産状況や納税が困難である事情等が分かる資料等が必要となります。

なお、書類に不備がある場合は補正をお願いすることがあるほか、申請要件を満たすことを確認するため、追加資料の提出等をお願いする場合があります。

●担保の提供

猶予の申請を行う場合には、次のいずれかに該当する場合を除いて、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

- ・ 猶予を受けようとする金額が100万円以下のとき
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内のとき
- ・ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

●猶予の取消し

許可された計画のとおり納税がない場合や新たに納付すべきこととなった市税を滞納した場合などに該当するときは、猶予が取り消されることがあります。